

令和元年度第1回 福岡市こども・子育て審議会

会 議 録

日 時 令和元年9月30日(月) 13時30分

場 所 天神ビル11階(10号会議室)

# 令和元年度第1回 福岡市こども・子育て審議会

[令和元年9月30日(月)]

## 開会

○事務局 定刻となりましたので、始めさせていただきます。皆様、本日は大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。ただいまから、令和元年度第1回福岡市こども・子育て審議会を開催させていただきます。

本日の司会を務めます福岡市こども部長でございます。よろしくお願いいたします。

本審議会につきましては、福岡市こども・子育て審議会条例第6条第3項の規定におきまして、委員の2分の1以上の出席が必要となっております。本審議会の委員35名のうち、本日は26名の皆様にご出席いただいております。本日の会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日の会議は、福岡市情報公開条例に基づきまして公開にて開催いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、会議資料の確認をさせていただきます。

議題資料として、資料1「福岡市こども・子育て審議会委員名簿」、資料2「福岡市こども・子育て審議会専門部会委員名簿(案)」、資料3-1「『第4次福岡市子ども総合計画』実施状況の点検・評価について」、資料3-2「『第4次福岡市子ども総合計画』施策別進捗状況・自己評価一覧」、資料3-3「『第4次福岡市子ども総合計画』施策別進捗状況・自己評価(個票)」、資料3-4「『第4次福岡市子ども総合計画』における関連指標の状況」、資料4「障がい児保育の今後のあり方について 答申(案)」、資料5-1「目標1～3専門委員会審議結果」、資料5-2「第5次福岡市子ども総合計画(案)の概要」、資料5-3「第5次福岡市子ども総合計画(案)」、資料6「専門部会の開催状況について」でございます。

また、参考資料といたしまして「第4次福岡市子ども総合計画関連事業一覧」を配付しております。あわせて、委員の皆様の机には「第4次福岡市子ども総合計画」の冊子も、ご参考までにお配りしております。

以上、資料が多く大変恐縮でございますが、不足等がございましたら事務局までお申しつけください。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

さて、会議に入ります前に、今回は委員の皆様の新しい任期がスタートして初めての会議でございますので、まず、委員のご紹介をさせていただきます。

お手元に配付しています資料1「福岡市こども・子育て審議会委員名簿」に沿って、お名前だけを読み上げさせていただきます。役職等につきましては、名簿等をご参照いただければと存じます。なお、名簿につきましては、50音順・敬称略にて作成させていただいておりますので、ご了承願います。

それでは、ご紹介いたします。  
まず、荒木委員でございます。  
池田委員でございます。  
泉委員でございます。  
井上委員でございます。  
今井委員でございます。  
上田委員でございます。  
大寶委員でございます。  
大谷委員でございます。  
奥村委員でございます。  
柿迫委員でございます。  
勝見委員でございます。  
門田委員は、本日ご欠席でございます。  
川上多恵委員でございます。  
川上利香委員でございます。  
境委員でございます。  
酒瀬川委員でございます。  
佐藤委員は、本日ご欠席でございます。  
篠原委員でございます。  
宗委員でございます。  
高木委員でございます。  
伊達委員は、本日は欠席でございます。  
田中委員も、本日ご欠席でございます。  
谷口委員でございます。  
中山委員は、本日は欠席でございます。  
西村委員でございます。  
福田委員でございます。  
古川委員でございます。  
星平委員は、本日ご欠席でございます。  
増田委員も、本日ご欠席でございます。  
松浦委員でございます。  
柳委員は、本日ご欠席でございます。  
山口委員でございます。  
山下委員は、本日ご欠席でございます。

吉村展子委員でございます。

吉村浩委員でございます。

以上、35名の委員にご就任いただいております。

それでは、開会にあたりまして、福岡市こども未来局長の高田よりご挨拶申し上げます。

#### こども未来局長挨拶

○事務局 皆様、こんにちは。福岡市こども未来局長の高田でございます。本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様方におかれましては、日ごろから様々な分野で、子どもたちの健やかな成長のために取り組んでいただいておりますこと、また、あわせて本審議会の委員にご就任をいただきましたことに、心より感謝を申し上げます。

さて、本日の会議は、令和元年度の第1回目となります。例年同様、「第4次福岡市子ども総合計画」の進捗状況につきましてご審議いただきたいと思いますと思っております。

そして、2月に諮問させていただいております「第5次福岡市子ども総合計画」及び「障がい児保育の今後のあり方」につきまして、専門委員会での審議結果を踏まえた計画案及び答申案を、それぞれご審議いただきたいと思いますと考えております。

なお、第5次福岡市子ども総合計画につきましては、今後、11月にパブリック・コメントを実施し、2月の審議会でご答申をいただく予定としておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

今後とも、すべての子どもが夢を描けるまちをめざしまして、皆様方とともに精一杯取り組んでまいりたいと考えております。どうぞお力添えを賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

#### 議題（1）委員長・副委員長の選出

○事務局 議題（1）委員長・副委員長の選出に入らせていただきます。

委員長及び副委員長の選出につきましては、福岡市こども・子育て審議会条例第5条第1項の規定によりまして、委員の互選により定めることとなっております。

どなたかご推薦はございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○事務局 特にご推薦がないようでしたら、事務局から提案させていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○事務局 では、事務局の案といたしまして、委員長には、これまで本審議会の副委員長にご就任いただいております福岡県立大学理事の松浦委員に、副委員長には、九州大学大学院教授の谷口委員にご就任いただいておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○事務局 よろしければ、拍手をもってご承認をお願いいたします。（拍手）

ありがとうございました。

松浦委員、谷口委員、よろしいでしょうか。

○松浦委員 はい。

○谷口委員 はい。

○事務局 ありがとうございます。では、松浦委員に委員長を、谷口委員に副委員長をお願いいたします。委員長席、副委員長席へご移動をお願いします。

（松浦委員が委員長席に、谷口委員が副委員長席に移動）

ここで恐れ入りますが、松浦委員長、谷口副委員長より一言ご挨拶をお願いできればと思います。

○委員長 失礼いたします。松浦賢長と申します。今までこの会議で副委員長を務めさせていただきました。今回、委員長ということで身の引き締まる思いですが、実り多い会議にするために議事進行をさせていただきます。ご協力よろしくお願いいたします。

○副委員長 九州大学の谷口と申します。僭越ですが、松浦委員長をサポートすべく、副委員長として務めさせていただきます。よろしくご協力をお願いいたします。

○事務局 ありがとうございました。

それでは、福岡市子ども・子育て審議会条例第6条第1項の規定によりまして、松浦委員長に、ここからの司会進行をお願いします。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 皆さん、よろしくお願いいたします。

では、議事に入らせていただきます。次第をご覧ください。

今日は、次第の2、議題の（2）専門部会の委員について、（3）「第4次福岡市子ども総合計画」実施状況の点検・評価について、（4）「障がい児保育の今後のあり方について答申（案）」について、そして（5）第5次福岡市子ども総合計画（案）について審議いた

できます。

今日は終わりを15時30分としております。円滑に議事を進行していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。限られた時間ですが、皆様方に多くのご意見をいただきたいと思っておりますので、ご質問やご意見は簡潔にしていただければと思っておりますし、事務局からのご説明も、簡潔にわかりやすくお願いしたいと思います。

では、(2) 専門部会の委員についてに移らせていただきます。事務局より説明をお願いいたします。

#### 議題(2) 専門部会の委員について

○事務局 こども未来局総務企画課長です。

議題(2) 専門部会の委員についてご説明させていただきます。

専門部会の委員につきましては、審議会条例施行規則第4条第2項の規定によりまして、審議会にお諮りして指名をすることとなっております。お手元にお配りしております資料2「福岡市こども・子育て審議会専門部会委員名簿(案)」をご覧ください。

委員名簿の右側に専門部会を記載しております。この中で、丸をおつけしている方を、それぞれの部会の委員の案としてご提示するものでございます。

資料について、説明は以上でございます。

○委員長 ご説明ありがとうございました。

今のご説明に関して、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 では、この専門部会委員名簿(案)のとおりお認めいただいたということで、ありがとうございます。

#### 議題(3) 「第4次福岡市子ども総合計画」実施状況の点検・評価について

○委員長 では、次の(3)になります。「第4次福岡市子ども総合計画」実施状況の点検・評価についてご説明をお願いいたします。

○事務局 こども未来局総務企画課長でございます。

議題(3) 「第4次福岡市子ども総合計画」実施状況の点検・評価について、ご説明させていただきます。

資料3-1「『第4次福岡市子ども総合計画』実施状況の点検・評価について」をご覧ください。この資料は、平成27年11月に開催しましたこども・子育て審議会総会にてお諮りし、決定いただいたものでございます。

「1 点検・評価の考え方」について説明いたします。「第4次福岡市子ども総合計画」につきましては、毎年度、施策の実施状況などを取りまとめ、審議会に報告し、審議会において点検・評価を行うこととしております。審議会に報告した内容及び審議の内容、点検・評価の結果については、市ホームページにて公表することとしております。

「2 実施方法」についてでございます。点検・評価を行う項目は、計画の目標1から目標3に掲げる施策ごとに実施することとしており、毎年度終了後、市において施策ごとに事業の実績を取りまとめ、進捗状況の自己評価を実施し、審議会において評価等をいただくこととしております。

次に、平成30年度の施策ごとの進捗状況及び自己評価についてまとめた資料3-2「『第4次福岡市子ども総合計画』施策別進捗状況・自己評価一覧」をご覧ください。

左から「施策の概要」「施策の進捗状況」「自己評価」を記載しております。自己評価につきましては、「順調」「おおむね順調」「やや遅れている」「遅れている」の4段階で評価いたしております。施策ごとの事業の実績の詳細については、資料3-3の個票がございますので、適宜ご参照いただきながらお聞きいただければと思います。

それでは、資料3-2の1枚目の目標1「子どもの権利を尊重する社会づくり」から、ご説明いたします。

施策1「子どもに関する相談・支援体制の充実」の進捗状況ですが、こども総合相談センターにおいて、児童虐待に関する相談・通告を含む相談件数の増加に対応できるよう児童福祉司等を増員し、専門的・総合的な相談・支援を行うとともに、より市民に身近な各区の子育て支援課において、子育てに関する相談や支援を引き続き実施するなど施策を実施したところであり、自己評価は「おおむね順調」としたところでございます。

次に、施策2「児童虐待防止対策」の進捗状況ですが、児童虐待の早期発見・早期対応のため、「要保護児童支援地域協議会」を中心に関係機関の連携強化に取り組むとともに、子どもの安全確認のための子育て見守り訪問員の派遣、子どもに関する市民団体や機関が参加する「福岡市子ども虐待防止活動推進委員会」による啓発活動などに取り組むなど施策を実施したところであり、自己評価は「おおむね順調」としたところでございます。

次に、施策3「社会的養護体制の充実」の進捗状況ですが、家庭での養育が困難な子どもに対する社会的養護体制の充実を図るため、子どもに関わるNPOと共働して里親制度の普及・啓発や里親に対する支援を実施するとともに、乳幼児専門の里親の開拓・養成を強化した結果、里親等委託率は平成31年度目標値としていた40%を上回りまして、47.9%となっております。

また、児童養護施設のケア単位の小規模化を促進するなど、家庭的な養育環境の整備に取り組むなど施策を実施したことから、自己評価につきましては「順調」としたところでございます。

次に、施策4「障がい児支援」の進捗状況ですが、障がいの早期発見と早期支援のため、療育センター等における相談・診断・療育、児童発達支援センターにおける通園療育などに取り組むなど施策を実施したところであり、自己評価は「おおむね順調」としたところでございます。

次に、施策5「子ども・若者の支援」の進捗状況ですが、思春期特有の不安や悩みに対応するため、思春期訪問相談員の派遣などによる支援を実施するなど施策を実施したところであり、自己評価は「おおむね順調」としたところでございます。

次に、施策6「子どもの貧困対策」の進捗状況ですが、食事の提供と居場所づくり活動を行う民間団体に対する助成や立ち上げ・運営の支援を拡充するとともに、区子育て支援課、社会福祉協議会、スクールソーシャルワーカーなどが連携するとともに、関係部局が連携しまして、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援に取り組んだところであり、自己評価は「おおむね順調」としたところでございます。

次に、施策7「子どもの権利の啓発」の進捗状況ですが、すべての市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、地域、学校・保育園、イベント等の様々な機会を捉えまして「児童の権利に関する条約」の理念の周知や、虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発活動を実施したところでございますが、成果指標である「子どもの人権が尊重されていると感じる市民の割合」は初期値を下回ったことから、自己評価を「やや遅れている」としております。

次に、施策8「子どもの社会参加の促進」の進捗状況ですが、都市公園などの整備におきまして、ワークショップなど住民参加型の手法を用いて子どもの意見も含む多様なニーズを踏まえた整備を引き続き実施するなど施策を実施したところでございます。自己評価は「おおむね順調」としたところでございます。

続きまして、資料2枚目の目標2「安心して生み育てられる環境づくり」について、ご説明いたします。

施策1「幼児教育・保育の充実」の進捗状況ですが、保育需要の増加に対応するため、保育所等の新設や増改築、地域型保育事業の認可や幼稚園における2歳児の受け入れを実施したほか、企業主導型保育事業を促進するなど、多様な手法により待機児童解消に取り組むなど施策を実施したところであり、自己評価は「おおむね順調」としたところでございます。

次に、施策2「母と子の心と体の健康づくり」の進捗状況ですが、母親と子どもの心と体の健康づくりの推進や乳幼児の虐待予防の強化を図るため、妊婦健康診査に対する公費助成や乳幼児健康診査、新生児訪問や新生児の先天性代謝異常検査を継続して実施するなど施策を実施したところであり、自己評価は「おおむね順調」としたところでございます。

施策3「ひとり親家庭への支援」の進捗状況ですが、ひとり親家庭の生活の安定と向上のため、ひとり親家庭支援センターでの就業相談や自立支援プログラム策定事業、自立支援給

付金事業など、就業や自立に向けた支援を継続して実施するなど施策を実施したところであり、自己評価は「おおむね順調」としたところでございます。

次に、施策4「子育て家庭への経済的な支援」の進捗状況ですが、子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、引き続き児童手当を支給するとともに、経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対する就学援助を実施するなど施策を実施したところであり、自己評価は「おおむね順調」としたところでございます。

次に、施策5「仕事と子育ての両立に向けた環境づくり」の進捗状況ですが、毎月1日から7日を“「い～な」ふくおか・子ども週間”とし、社会全体で子どもたちをバックアップする運動の普及・啓発に取り組むなど施策を実施したところであり、自己評価は「おおむね順調」としたところでございます。

施策6「子育てを支援する住まいづくり・まちづくり」の進捗状況ですが、授乳やオムツ交換ができる「赤ちゃんの駅」の登録数を増やすとともに、バス停付近やバス路線沿い等にベンチの設置を推進するなど、乳幼児親子が外出しやすい環境づくりを進めるなど施策を実施したところであり、自己評価は「おおむね順調」としたところでございます。

次に、施策7「子どもや子育て支援に関する情報提供」の進捗状況ですが、子育て支援に関する情報のほか、団体・サークル、イベントに関する情報などについて「ふくおか・子ども情報」ホームページやメールマガジン、冊子の「子育て情報ガイド」、市政だより、LINEやFacebookなど、様々な媒体を活用して情報提供を行ったところであり、自己評価は「おおむね順調」としたところでございます。

続きまして、資料3枚目でございます。目標3「地域における子育ての支援と健やかな成長を支える環境づくり」についてご説明いたします。

施策1「地域全体で子どもを育む環境づくり」の進捗状況ですが、地域全体で子どもを見守り育てていく活動の一環として、民生委員・児童委員が赤ちゃんの生まれた家庭を訪問し、子育て情報を提供するこんにちは赤ちゃん訪問事業を実施するなど施策を実施したところであり、自己評価は「おおむね順調」としたところでございます。

施策2「子どもの健やかな成長を支える取組」の進捗状況ですが、留守家庭子ども会事業において、これまでに6年生までの通年受け入れや学校休業日等の開設時間の前倒しを実施するとともに、新たに7か所の増築等を実施し、利用児童数の増加に対応するなど施策を実施したところであり、自己評価は「おおむね順調」としたところでございます。

施策3「子どもの遊びや活動の場づくり」の進捗状況ですが、乳幼児親子がいつでも利用でき、子育てに関する相談や情報交換ができる子どもプラザを管理・運営するとともに、子育て交流サロンを支援するなど、より市民に身近な地域での子育てを支援する環境づくりに取り組み、「子育てについて気軽に相談できる人（場所）がいる（ある）」乳幼児の保護者の割合は目標値を達成する91.4%となっております。

また、放課後等の遊び場づくりについては、実施校を12校拡大するとともに、中央児童会館あいくるにおいて、遊び・体験・交流の場を提供するなど、安全に安心して活動できる場や機会の確保・提供に取り組み、「地域の遊び場や体験学習の場への評価」は目標値に近い64.3%となりましたので、自己評価を「順調」としたところでございます。

施策4「子ども・若者の自己形成支援」の進捗状況ですが、アジア太平洋子ども会議・イン福岡による国際交流や青少年施設における様々な体験機会の提供などの青少年活動を引き続き支援するなど、施策を実施したところであり、自己評価は「おおむね順調」としたところでございます。

施策5「子ども・若者の社会的自立に向けた取組」の進捗状況ですが、子どもたちが夢や希望を持ち、新しいことにチャレンジする意欲を育成するため、地元起業家による講話や著名人による授業の実施など、アントレプレナーシップ教育を継続して実施するなど施策を実施してきたところであり、自己評価は「おおむね順調」としたところでございます。

最後に、施策6「子ども・若者の安全を守る取組と非行防止」の進捗状況ですが、小中学生を対象とした救命講習や防犯出前講座など、子ども・若者の安全を守る取組を実施するなど施策を実施したところであり、自己評価は「おおむね順調」としたところでございます。

以上で、「『第4次福岡市子ども総合計画』施策別進捗状況・自己評価一覧」の説明を終わらせていただきます。

成果指標や事業目標については、資料3-4「『第4次福岡市子ども総合計画』における関連指標の状況」にまとめておりますのでご参照ください。

以上で、議題（3）「第4次福岡市子ども総合計画」実施状況の点検・評価についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。第4次計画の進捗状況と自己評価について説明していただきました。

皆さんのほうからご意見ございますでしょうか。

○委員 ちょっとばらばらになるかもしれませんが、「子どもの権利」のところです。「子どもの人権が尊重されていると感じる市民の割合」とあります。私はこれを見ていて、子ども自身がどんなふうに自分の権利を感じているのか。そういった評価というか、調査とか、そういうものがないのかなと思います。「子どもの権利の啓発」の中で、当事者である子どもに対しての働きかけとか、そういう評価などはないのですか。

○委員長 ありがとうございます。

今、委員がご指摘されたのは、目標1の施策7のところよろしいですね。

○委員　そうです。

○委員長　そして、資料3-4の一番上の「子どもの人権が尊重されていると感じる市民の割合」のところに、子ども自身のデータがあるのかどうかというご質問ですね。

事務局、お願いします。

○事務局　お答えいたします。

子ども自身の権利に関係するデータとしましては、資料3-4、目標1「成果指標」に「子どもの自尊感情（自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合）」を関連資料としてお示しさせていただいております。30年度末の小学校6年生では85.3%、中学校3年生では82.7%となっております。

○委員長　ありがとうございます。

「子どもの人権が尊重されていると感じる市民の割合」の一つ下の自尊感情の項目を読みかえているというか、関連指標としているということです。よろしいでしょうか。

○委員　私も、それはわかるんですけど、何かちょっと違うんじゃないかなと。自尊感情、それはそれで一つの価値があると思うんですけども。今うまく言えませんが、いじめの問題とかも福岡市ではそれほど大きな問題になっていないかもしれませんが、自尊感情自体はそれはそれで大事なことですけど、もっと子ども自身が自分の権利についてどんな意識を持っているのか、その辺が要るのではないかなと思います。

○委員長　ありがとうございます。

今後の課題とさせていただきたいと思います。確かに、自尊感情も大切ですけど、子ども自身の権利が子どもにどう映っているかというところを、設問として今後開発していくということだと思います。ありがとうございました。

そのほかございますでしょうか。

○委員　同じところです。施策7「子どもの権利の啓発」で、委員のおっしゃったことは私もよく理解できまして、「子どものことは子どもなしで決めるな」という子どもの権利条約の理念がありますけれども、こういうデータを出すときには大人目線ではなくて、やはり子ども自身が自分たちの権利についてちゃんと理解できているとか、自分たちの立場を主張できるということが必要ではないかということなんだろうと私は理解しました。

それで、進捗状況のところ、  
「児童の権利に関する条約」の理念の周知や虐待、体罰、

いじめの防止などに向けた啓発活動を実施したが、指標が初期値を下回ったとあるのですが、具体的に子どもの権利に関する条約の周知をどういう形で行ってきたのかを教えてください。

○委員長 ありがとうございます。

権利条約の理念の周知など、どのような方策をとられたかというのは、いくつかの部局が関連していると思うのですが、お答えになれるところがあればお願いします。

○事務局 条約に限らず、子どもの権利関係の全般の啓発につきまして、公民館や市民センターなどを中心に子どもの人権に関する学習の場の提供や研修会、講習会などの啓発事業の実施、学校の教員や保育所職員向けの人権教育、それからこども総合相談センター職員に対する子どもの権利に関する研修の実施など様々な取り組みを行ってきたところでございます。今後も引き続き、子どもの権利が尊重される社会づくりについて啓発等の推進を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 意見になるんですけども、今回この第5次の総合計画を策定するにあたり、児童の権利に関する条約を日本では批准をしていますが、福岡市において、子どもたちがどういう状況が今困難なのかとか、こういうところが侵害されているのではないかなど、地域特有の課題もあるのではないかなと思ったりもするんですね。

そういう中で、市民が子どもの権利を身近に感じるためには、福岡市の中で権利条例というのをきちんと定めることが大事なのではないかと、これはかねてから申し上げておりますけれども、今回、第5次計画を策定するにあたり、福岡市の子どもの権利条例の策定についてもご検討の必要があるのではないかと思います。これは意見です。要望として述べておきたいと思います。

○委員長 ありがとうございます。ご意見として伺いました。

○委員 もう一つ、この報告の中で気になっているのは、「子ども」といったときに、「子ども」とは一体誰なのかですね。要するに、外国人の子どもたちの問題があります。先日も不就学児が2.1万人いるという報道がありました。この「子ども」という中に、そういった外国人の子どもたちについて表記がないというのは、そもそも対象外なのか、それとも、対象だけれども表現として入れていないのか、その辺をお願いします。

○委員長 第4次の計画の中でということで、とりあえずよろしいでしょうか。子どもの範囲について、事務局からお願いいたします。

○事務局 子どもにつきましては、もちろんすべての子どもということで、外国人も当然含まれております。

○委員長 よろしいですか。

○委員 関連して、もう1点。「子ども・若者」という表現があるわけですがけれども、この「子ども・若者」と言ったときに、「若者」というのは一体何歳までを考えているのか。第4次で結構ですので。第5次に踏み込むためには、この若者というのはい体誰なのか。

○委員長 よろしくお祈いします。

○事務局 子どもにつきましては、乳幼児から思春期、おおむね18歳までと第4次計画では定義しております。若者に関しましては、思春期、青年期ということで、おおむね18歳から30歳未満の者と第4次計画では定義をしております。

以上でございます。

○委員 意見をいいですか。自立援助ホームの設置ということが計画の中にもいろいろ出てくるんですけども、30歳未満までということに関して2点ありまして、一つは、自立援助ホームは原則20歳で、22歳までが最大限になっているわけですが、実際、子どもが自立するのは大学を卒業して、それなりに時間がかかるわけですので、30歳までという意味であれば、自立援助ホームも当分30歳まで利用できるようにすべきだと思いますし、今般、他都市では、若者といったときに通常35歳までと。国もそうしているんですけども、対応しているんですね。そういう意味で、福岡市として、もっと若者の範囲について私はもうちょっと検討すべきではないかと思ひます。意見として。

○委員長 ご意見伺いました。ありがとうございます。

○委員 賛同の意見ですけども、この成果指標の子どもの人権に関すること、それと自尊心についての指標ですが、これは第5次計画の中で解決されるべき課題ではないかと私も思っております。子ども自身が権利の主体であるということとちゃんと認識することなしに、それが尊重されているのかどうかというのはわからないと思うんですね。大事なのは、子ど

も自身が尊重されているのかどうかという指標をこれからはちゃんと持つべきではないかと思うんです。それと、自尊感情はその結果の問題であって、別問題と捉えるべきだろうと思います。

○委員長 ありがとうございます。

そのほか、評価含めてございませんでしょうか。どうぞ。

○委員

NPO法人として子育て支援センターの運営をしているんですけれども、目標3「地域における子育て支援と健やかな成長を支える環境づくり」の施策3「子どもの遊びや活動の場づくり」についてです。

私たちが子どもプラザと同じような、親子の集う施設を運営しているんですけれども、とても重要な場所だと思っています。親子の意見が生で聞けて、親子の様子を確認できます。そういったところで、利用者のアンケート、また、運営している団体のアンケートなどをとっていただいて、そちらで生の声を拾っていただいて、今後に役立てていけるような体制ができたらとてもありがたいと思います。

こちらの目標3は、全体的に予防の観点からどの政策もとても大事なものだと考えています。施策1の「地域全体で子どもを育む環境づくり」で、地域における人材の育成などに取り組みますというところがあるんですが、例えばPTAや地域の方でリーダー的な方に研修するのも大事なことです。一般の親御さん向けの大人の学びの場をつくるのが非常に大事かと思っています。

先日、私たちの町で行ったコーチングの講座の評判が大変よくて、価値観を広げていく、一人の方に対して一人の方が支えることができるという、一人一人の助け合いの輪を広げていくことがいろいろな意味での予防につながっていくと考えます。虐待も、対処ではなく、予防に力を入れていくべきだと考えています。

それから、施策4「子ども・若者の自己形成支援」で、「次代を担う子ども・若者が規範意識や社会性、道徳性を身につけ」とありますが、こちらの右側の進捗状況だけではなく、他県の例ですけれども、商工会さんとタイアップしてキャリア教育などを進めて、地域の働く人たちとの連携をとることで、子どもたち、若者たちが地域で自分が働くことをイメージできる、そういったところで社会性を身につけていく生の触れ合いができるといったような、そういった取り組みも重要ではないかと思っています。

以上です。

○委員長 ご意見ありがとうございます。そのほかございますでしょうか。

○委員 私は目標1の施策3と6について意見を述べたいと思います。

施策3にあります里親制度の充実というのは、子どもたちが家庭的な環境で育つことができるためには非常に重要な制度だと思いますので、一層充実させていくこととか、児童相談所や児童養護施設との連携強化が虐待防止にとっても、また、心に傷を負った子どもたちにとっての心理的なケアも含めて、非常に大事な施策ではないかと思っています。本市の児童相談所であるこども総合相談センターは、臨床心理士や、先ほど児童福祉司の増員という報告もありましたけれども、弁護士など専門性を持った相談員の方が配置されているということで、全国的にも先進的だということで、福岡市の児童相談所を訪問して、そこから学んでいくという話もよく伺っております。

しかしながら、児童虐待の相談は増え続けていることもあり、児相の一時保護所や児童養護施設の定員も一杯であると。また、人員と相談体制がその実態に見合っていないのではないかと認識しております。職員の専門性の向上とともに、福祉職や弁護士など、有資格者の積極的な採用を図ることや非正規職員を正規にするなど待遇改善に努めることとか、これは大きな児童虐待防止、社会的養護体制の充実につながっていくのではないかと考えておりますので、ぜひともそこを求めたいと思います。

施策6の子どもの貧困対策につきまして、自己評価は「おおむね順調」ということになっていますが、私はこの評価に疑問を抱かざるを得ません。どういう成果指標といいますか、具体的な数字とどのような状況をもって「おおむね順調」という判断がなされているのか。

福岡市は子どもの貧困率を示していませんけれども、国では子どもの貧困率が13.9%と、7人に1人が貧困にあるという深刻な実態が続いていると示していますが、実際、福岡市の子どもの貧困の状況はどういうものかということ正面に据えて、分析し、貧困対策をしっかり考えていく、構築していくことが必要だと考えています。格差と貧困が広がる中、ひとり親世帯を中心に、本当に子どもの貧困が深刻だと、そういうところに立った上で抜本的に家庭への経済支援を対策の中心に位置づける、そういう形での施策を充実させていっていただきたいということを述べたいと思います。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。自己評価に対しての根拠のご質問がございました。目標1の施策6、「おおむね順調」というところのベースを教えていただければと思います。

○事務局 子どもの貧困対策につきましては、ひとり親家庭に対する寡婦(夫)控除のみなし適用の拡充や、子ども食堂への支援、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付事業の実施、進学準備給付金の実施、子どもの健全育成支援事業における訪問型学習支援の実施など、これまで様々な施策を実施してきております。そういったことを総合的に判断し、「おおむね

順調」という評価をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

そろそろ時間になりました。今、多種のご意見、前向きなご意見をいただきました。今回皆様に最終的にお諮りさせていただきたいのは、第4次計画の点検・評価について、事務局案のとおりでよいかというところでございますけれども、よろしいでしょうか。評価について何かありますか。

○委員 最後に一言よろしいですか。子どもの自尊感情のアンケートですが、子どもたちは一生懸命答えていると聞いていますので、子どもの感情はここにある程度表現されているのではないかと、伝わっているのではないかと思いました。

○委員長 ありがとうございます。今、委員からおっしゃっていただいたように、多くの市民、お子さんに答えていただいて、ベースとなる評価項目に反映されています。

この事務局案で認めていただいてよろしいでしょうか。

○委員 先ほどの里親制度のことですけれども、目標値を上回ったということで、すごく力を入れていて、いいことだと思うんですけれども、この47.9%は短期の里親さんも入っての数字なんですか。そこら辺を教えてください。

○事務局 これは全体の数字でございます。短期も長期も含まれています。

○委員 例えば1週間とか10日間という短期の里親の委託も含めての数字ということなんですね。

○事務局 はい、そうです。

○委員 わかりました。ありがとうございます。

○委員長 ということで、議題の(4)と(5)が残っておりますので、よろしいでしょうか。皆様のお手元にある第4次計画の点検・評価についての自己評価の案をお認めいただいてもよろしいでしょうか。

○委員 すみません、第5次計画で言おうと思ったんですが、やはり第4次計画の中で。

それぞれ施策に向けての具体的な事業とか取組が右側の欄に書かれているんですが、例えば目的のためにやっている事業そのものは、こういうことをやりました、やりましたと書かれているんですが、この事業そのものが、果たしてその目標、目的を達するために効果的な内容であるかどうかとか、そのあたりの点検も必要ではないかなと思ったんです。

というのは、具体的に目標3の施策5です。この中で、例えば「アントレプレナーシップ教育を継続して実施した」とあるんですけども、こういう事業がすべての子どもにとってどうだったのかとか、目標の「社会的自立に向けた取組」であるわけですけども、この一つ一つの事業が目標に沿った中身になっているかどうか、その点検も私は必要じゃないか、それをもって第5次計画に臨むべきではないかということ強く感じていたので、事業そのものの点検も含めて必要ではないかという意見です。

○委員長 ありがとうございます。これは、今日お諮りしたこと以外にも、行政の取組み、教育行政も含めて、多くのことに当てはまるご指摘だと思います。いわゆるP D C A的なことですね。

○委員 そうです。

○委員長 それは今後、検討させていただければと思います。ありがとうございます。

では、よろしいでしょうか、皆さん。まだほかに大きな議題がございますので、そちらのほうでご発言いただくことになるかと思えます。

この議題については、点検・評価についての事務局案をお認めいただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 ありがとうございます。

議題（4）「障がい児保育の今後のあり方について 答申（案）」について

○委員長 では、次の（4）障がい児保育の今後のあり方についての答申案でございます。この「障がい児保育の今後のあり方」につきましては、本年の2月4日に市長から諮問され、同日の審議会において設置した「障がい児保育検討専門委員会」において、3月から9月にかけて、6回の会議で議論されたところでございます。本日は、この専門委員会でまとめられた答申案についてご審議いただき、この審議会の答申案としてまとめさせていただければと思います。

では、答申案の内容について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局 運営支援課長です。よろしくお願いたします。障がい児保育の今後のあり方についてご説明させていただきます。

お手元の資料4をご覧ください。障がい児保育の今後のあり方についての答申（案）でございます。今、委員長からご説明がありましたとおり、「障がい児保育検討専門委員会」で6回の熱心な議論を重ねていただきましてまとまったものでございます。

時間の関係もございますので、要点を絞ってご説明させていただきたいと思っております。

まず、1ページをお開きください。

「Ⅰ 障がい児保育のこれまでの経緯」になりますが、福岡市の障がい児保育制度につきましては、児童福祉審議会の答申に基づきまして、昭和58年4月から指定保育所制度という形で開始されています。その後、平成14年度に制度の見直しが行われまして、全保育所での実施が行われているところでございます。以下、平成14年度以降、現在まで実施しております障がい児保育制度の内容を書いておりますけれども、「2 障がいの程度」のところ、「集団保育が成り立たないほどの個別的な人員を要しない児童を対象とし」ということで、保育士と児童が1対1の個別対応を要するものは対象としないといった制度内容となっております。

続きまして、「Ⅱ 審議経緯」でございますが、昨今の障がい児保育のニーズが高まってきたという状況を踏まえ、また、医療的ケアという、過去にはなかったような新しい課題、要素が出てきました。そういったことから、2ページになりますけれども、先ほどご説明にありましたとおり、そういった状況に対応するために、平成31年2月4日に市長から、こちらの審議会に諮問させていただいて、「障がい児保育検討専門委員会」を設置していただき、保護者のヒアリング等も交えながら6回の審議をしていただいたところでございます。

「Ⅲ 現状と課題」でございます。まず一番上ですけれども、「1 障がいの程度が重い児童について」ということで、先ほど申し上げたような、保育士と児童が1対1の個別対応が必要という児童につきましては、これまでの制度では原則として対象外とされておりました。ただ、実態として、保育所、保護者、主治医の協議で受け入れ可となったケースもございます。また、その後、社会状況の変化として、いわゆる障害者差別解消法ですとか、市の条例制定、そういったものが出されたことを踏まえて、今後のあり方を検討していく必要があるという課題がございます。

次に、「2 医療的ケア児」につきましては、福岡市におきまして、昨年度、「医療的ケア児に関する保育ニーズ調査」を市独自に実施しているところでございます。

3ページに移りますけれども、その回答を分析しますと、医療的ケア児の保護者の約7割が就労したいといったご意向を示されており、そのうち6割以上が保育所等を利用したいとご希望されています。あわせて、平成30年度から福岡市におきましては医療的ケア児を保育所で受け入れるモデル事業を実施しているところでございます。

こういった状況は、国からの通知もございまして、医療的ケア児の保育ニーズに応えられるように、看護師の配置等について配慮を求めるといった通知も出されているところでございます。

「3 障がい児保育に係る判定制度」につきましては、現在も障がい児保育を必要としているお子さんにつきましては、どの程度保育士の加配を行う必要があるかといった判定を行っているところでございますけれども、こういった判定基準について、保護者の方から、わかりにくいといったご意見をいただいておりますので、一つの課題と認識しているところでございます。

「4 制度の名称」につきましては、現在、「障がい児保育制度」という名称をつけておりますけれども、これについて、抵抗感を覚えられる保護者の方が少なくないといったご意見をいただいておりますので、制度の名称を変更する時期にあるのではないかと課題がございまして。

4 ページをお願いいたします。その他の課題といたしまして、一つは、先ほど申し上げた国からの通知の中には、保育所にとどまらず、幼稚園においても医療的ケア児のニーズの把握や対応が重要であるといったことが記載されておまして、こういったことを踏まえた市としての対応を考えていく必要が生じております。

5 ページをお願いします。こちらからが現状、課題を踏まえた「IV 障がい児保育の今後のあり方」でございまして、まず、「1 答申の方向性」でございまして、(1) 障がいの程度が重い児童につきましては、保育所での保育が可能な範囲において、保育所等において集団の中で保育を受ける機会を提供すべきという大きな方向性がご意見として出されております。また、(2) 医療的ケア児につきましては、現在、モデル事業を実施しておりますが、これを本格的に実施して、受け入れを市として行っていくべきというご意見をいただいております。(3) 判定制度の見直しにつきましては、よりわかりやすい基準をつくっていくべきというご意見をいただき、名称につきましても、保護者が受け入れやすい通称とあわせて名称の変更を検討すべきといったご意見をいただいております。(5) その他の事項ということで、一つは、今回の市長からの諮問は保育についてでしたが、当然、障がいをお持ちのお子さんが利用する児童発達支援事業ですとか、日中一時支援事業、そういったものとの連携も大事ではないかといったご意見、また、幼稚園についても障がい児、医療的ケア児の受け入れに係る支援が必要ではないかといったご意見を方向性としていただいております。

6 ページをお願いします。こちらからが今の方向性を踏まえた「2 具体的な取組み」でございまして、まず(1) この制度の対象児童ということで、この制度の対象児童を、すべての障がいを持つ児童、医療的ケアを必要とする児童、また、難病の患者である児童とすべきというご意見をいただいております。

次に、(2)の保育所等における障がい児の受け入れでございます。まず①ですけれども、現在の判定基準ですべての保育所で実施するとしている障がいの程度のお子さんについては、引き続き全保育所で保育所を実施する。②としまして、これまで対象外でありました、1対1の個別対応を要する児童については、将来的には全保育所での受け入れを視野に入れて検討すべきですが、まずは公立保育所等の指定保育所での受け入れ、また、この子は受け入れてもいいという特定の児童について受け入れを行う民間保育所で保育を行うべきといったご意見をいただいております。次に③でございますが、医療的ケア児につきましては、公立保育所等の指定保育所で受け入れを行うほか、特定の児童について受け入れていただく民間保育所において看護師を配置して、保育を実施すべきというご意見をいただいております。④は、そういった個別対応や医療的ケアが必要なお子さんを保育する保育所に対しては、財政的、技術的支援を市が行うべきというご意見。⑤として、医療的ケア児の受け入れには看護師が必要となってきますが、その人材の安定的な確保に向けて、市として様々な手法を検討すべきというご意見をいただいております。また、⑥でございますが、そういった保育の受け皿を確保したとしても、児童の保護者につきましては就労の制限等がございます、利用に制限がある可能性がございます。こういった児童が円滑に保育所を利用できるような方策を検討すべきというご意見をいただいております。

以降、各項目ごとの説明が記載されておりますが、ここは省略させていただきます。

8ページをお願いいたします。(3)保育所等以外における障がい児の受入れということで、障がいや疾病の程度で、どうしても集団での保育が難しく、保育所での保育は難しいというお子さんもいらっしゃるかと思います。そういった場合については、居宅訪問型保育事業という国の認可事業がございますので、こういったものを活用して、市として保育を実施すべきというご意見をいただき、当然、そういった事業の中で医療的ケア児を受け入れる場合には看護師を配置すべきというご意見をいただいております。

9ページをお願いします。(4)障がい児保育制度における判定についてでございますけれども、障がい児保育制度の判定については、障がいの程度を判定するものではなくて、あくまでも「児童が必要とする支援の程度」について判定を行うものとすべきというご意見をいただくとともに、保育所において医療的ケア児の受け入れを進めていくべきという答申案が先ほどございましたけれども、医療的ケアについて、あらかじめ、この医療的ケアはだめだとか、この医療的ケアはオーケーだという内容の限定は行わずに、児童の状況を総合的に判断することによって判定すべきというご意見をいただいております。

10ページをお願いいたします。(5)障がい児保育制度の判定基準につきましては、よりわかりやすいものとすべきというご意見をいただいております、専門委員会の中でも、こういったことがわかりやすいかというご議論をしていただいて、資料に記載のとおり、案をつくっていただいております。今日お配りしました資料の13ページの次のページと、その次

のページの二つです。専門委員会としてご検討いただいた案が示されております。

次に10ページに戻っていただきまして、(6) 制度の名称についてでございますが、障がいや発達の遅れがない医療的ケア児もこの制度の対象であるということも踏まえまして、幅広い制度であることがわかる名称に改めるとともに、保護者が受け入れやすい通称を設けるべきというご意見をいただいております。

11ページをお願いします。(7) 「保育」以外の関連事項の①ですけれども、児童発達支援事業、日中一時支援事業といった、障がい児福祉に分類される事業についても、今回議論の対象になった、障がいの程度が重いお子さんの受け皿となっているといった状況も踏まえて、こういった事業の利便性向上を図っていくことによって、保育との事業相互間の利用促進、そういったことも含めた積極的な展開を図るよう努められたいといったご意見をいただいております。

次に、(8) 「保育」以外の関連事項の②ですが、こちらは幼稚園についてでございます。幼稚園についても、障がい児や医療的ケア児の受け入れの推進、そういったことによって児童相互の発達が促されるといったご意見もいただきましたので、幼稚園での受け入れを推進するための支援を市としても検討されたいというご意見をいただいたところです。

13ページをお願いします。こちらは今回の議論の「V まとめ」ということで、保育は大切だという委員のご意見をまとめておりますが、最後の段落で、「なお」ということでご意見としてあったのが、今回議論したのが保育の視点でしたが、当然、こういった障がい児や医療的ケア児の保育所での受け入れが実施されたとしても、療育が必要な児童が療育を受けるべきであることには変わりはなく、保育所等と児童発達支援センター、児童発達支援事業所が連携を図りながら、その子どもの健全な発達を支援していくことが必要であるということを最後のまとめとして挙げられております。

以降、先ほども少し触れました、専門委員会としての基準案、また委員名簿を記載しております。

事務局からの説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

では、本件について、ご意見等ございますでしょうか。

○委員 ご説明ありがとうございます。まだ今は「障がい児保育」という名称ですが、これについては私も様々な要望と意見を述べさせていただきました。その中で、今回、福岡市における障がい児保育の大きな見直しではないかと思って、本当に胸の詰まる思いで説明を伺っていました。これはぜひ実行に移していただけたらいいなと思います。

これをきちんとやっていくためにはというので気になるのが、3ページの2段落目になり

ますけれども、医療的ケア児の保育モデル事業をやっていますが、今は課題や留意点を把握しつつあるということですが、このこともしっかりと本格実施に向けては改善していただかないといけないと思っているんですが、具体的に、今はどういうことが把握されているか、よかったですらお聞かせください。

○委員長 ありがとうございます。3ページの上から6行目、「徐々に把握しつつある」というところの少し具体的なところのご説明をお願いします。

○事務局 指導監査課長です。私どものほうでモデル事業を実施しておりますが、課題の1つとしまして、お預かりしている児童の方ですけれども、例えば現在7名お預かりしている中で、たん吸引の方が多くなっておりますが、ケアの種類がたとえ同じであっても、心身の発育状況や保育の中で気をつけなければならないことが個人によっていろいろございます。それぞれの児童の状況をきちんと確認して、的確に対応する必要があります。

もう1点、看護師の確保も課題となっております。現在、市でモデル事業を実施するにあたって看護師を配置しておりますが、医療的ケア児をケアする看護業務であり、この看護師を確保する、それも継続的かつ安定的に確保することについては課題であると考えています。

以上でございます。

○委員長 よろしいでしょうか。どうぞ。

○委員 ぜひ、そういうところを含めて、万全な対策をしていただきたいと思います。後半のほうにも書かれていますがけれども、私は保育というのは保護者の就労をきちんと支援するためのものであると思っていますけれども、この間、障がいの程度によって加配の保育士は配置されたけれども、内容的に園によっては保育士さんもこの時間帯しかないんで、「お母さん、もう少し遅く連れてきてください」とか「早く迎えに来てください」という要望があって、障がい児保育はできているけれども、正規の就労につながらなかったとかですね、これは医療的ケアのお子さんに対しても同じことが言えると思います。保育園には行っているんだけど、なかなか正規で勤めることが難しい状況で、そういうところが大きな課題としてあります。今回、保護者の就労をきちんと保障していくという言葉も謳い込まれていて、このあたりもちゃんと担保されるのかなと大きな期待をしているところです。

それと、もう一つだけ。最後のほうに、療育も大事ですよというのがしっかり書かれています。この間、保育園と療育をあわせてもらいたいという保護者の要望があって、並行通園ができる事業所も少し増えてきつつあるのかなと思いますけれども、やはり今回は、今ある既存の保育園、幼稚園だけではなく、新たに療育と園との連携によるところでの並行通園が

可能な施設の開拓をこれからやっていく予定があるのかどうか、そこはお伺いしたいと思います。

○委員長 ありがとうございます。並行通園のことについて。

○事務局 こども発達支援課長です。今、委員からお話があった、幼稚園、保育所に通う障がい児が並行通園するための療育施設につきましては、現在、療育センターの分園3か所と、民間の児童発達支援センターの分園1か所ということで4事業所ございます。これにつきましては、今お話にありましたとおり、そういったニーズが非常に多いというのを私どもも受けとめておりますので、しっかりと拡大していく方向で検討を進めております。

具体的には、社会福祉事業団のほうに依頼をしている状況で、近々実現するのではないかと思います。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

○委員 あと1点で終わりたいと思います。

8ページに保育所以外の障がい児ということで、居宅訪問型保育事業は今現在もできる状況だと思うけれども、なかなか福岡市で進んでいないのが、これを担う事業所がないということをお伺いしたんですが、これはすべての施策に対してそうです。いい施策を出していただいても、実際にそれに対応できる人がいなかったり、対応できる事業所がなかったりとか、そういうことで、せっかく施策はできたけれども、例えば、話は飛びますけれども、学校における特別支援教育の支援員さんですね。今、生活支援員となりましたけれども、その支援員をつけていいですよとなるけど、人がいないとか、そういうことがいろいろなところで起きています。

ぜひ、この施策を進めるにあたっては、事業所の開拓とか、今の並行通園ができる事業所の設置とか、そういう事業もあわせながら、まさに並行して進めていただかないと、さあ、オーケーですといったときにどこも担い手がないでは大変困るので、ぜひそのところも視野に入れながら進めていただきたいと思います。

○委員長 ご意見ありがとうございました。

今回、専門委員会のほうで6回かけて答申案を出していただきました。文言等含めて何かございますでしょうか。

○委員 障がい児保育の今後のあり方について、専門委員会の皆さんが大変熱心な議論の末に、このような非常な前向きな、発展ある答申案をつくっていただいたことに、まず敬意を表したいと思います。近年の障がい児保育のニーズの高まりとともに、特に医療的ケアが必要な子どもさんが保育を受けられない、それによって保護者の方が働きたくても働けない、そういう声を私も地域で伺ってきました。市のニーズ調査にもあるように、医療的ケア児の保護者の方7割が就労意向を示して、6割以上が保育所の利用を希望していると。まさにここの願いにかなう今回の答申案だと思います。

これまで、保育所での保育の対象ではなかった障がいの程度の重い児童や医療的ケアを必要とする児童も、可能な限り保育所で受け入れをすべきと。それに伴って、今後、保育士の加配、看護師の配置に伴う財政的な支援が本市に強く求められているんだろうと思っております。

○委員長 皆さん、今日、現時点の審議は、専門委員会の答申案を当審議会の答申案としてよろしいかというお諮りですので、文言の修正等があればよろしくお願いします。

○委員 10ページですけれども、(6)の制度の名称についてというところはとても共感するところで、この名称はすごく大事なものだと思うんですね。やはり保護者の方にとって希望のある名称というか、明るいイメージの名称にさせていただけたらと思います。現在の「障がい児保育」という名称については、抵抗感を覚える保護者が少なくないという課題を踏まえ、「さぼーと保育」「すこやか保育」「すくすくプラス」「はぐくみ保育」のような、保護者が受け入れやすい名称を設けるべきであると。今のこの中で「すくすくプラス」のような、プラスのイメージというか、イメージが将来に向かって希望が感じられるようなネーミングが付くと、保護者としても、周りの方も理解しやすいのかなと感じました。たぶん、皆さんが選ばれると思うのですが、ぜひ保護者が受け入れやすい、「希望のある名称を設けるべきである」とか、そういう文言でも入れていただければという希望です。

○委員長 具体的に、「さぼーと保育」から「はぐくみ保育」以外に追加する案はありますか。

○委員 この四つの中だと、個人的には「すくすくプラス」でプラスがあるのがとてもいいなと思いました。「はぐくみ保育」や「すこやか保育」になると、普通の保育のイメージが。保育自体が育むということなので、「すくすく」というのは、成長にプラスしてこういう制度があるよというイメージがちょっと湧いたので。ただ個人的なものですけれども、この名称についてはイメージ的にもとても大事なのではないかということで、すみません、具体的な文言は持っていませんが、希望が湧くような印象ということで。

○委員長 では、この四つの並び方を変えて、「すくすくプラス」を前のほうに出すとか、そういうふうに対応させていただいたほうがいいでしょうか。

この「障がい児保育の今後のあり方について」の答申案をお認めいただけますでしょうか。いただいたご意見は、前向きな、後押ししていただけるご意見ばかりでしたので、この案をもとに文言を多少修正し、市長に対して答申するというところでよろしいでしょうか。

○委員 個人的になんですが、これでいくと、保護者やほかの方々が逆に誤解を招く。「のよな」と書いてありますが、ここを削除してしまうという形もいいのかと思います。具体的に書いてある、この中から選ぶのかなど。

○委員長 今、委員のご提案で、「さぼーと保育」から「のよな」までを削除したほうが、白紙の状態から前向きな検討ができるのではないかということでしたが、この件に関していかがでしょう。

○事務局 事務局です。こちらに四つ例示させてもらっているのは、専門委員会の中で名称のアイデアをいろいろ出していただいたものです。せっかく出していただいたので、例示として残したいといったところがございます。必ずしもこの中から選ばないといけないというものではないと認識しています。

○委員長 専門委員会の先生方のご発案ということですが、今の委員のご発言も一理といいますか、一つの考え方だと思いますが、どうでしょうか。

○委員 私もこの専門委員会に出席させていただきまして、まさに名称の議論のところでは、今ご意見があったとおりの議論になりました。ただ、その場で具体的に名前を決めるということではないので、イメージとしてこのような、これは、実は他都市で実際に採用されている名称を示されたんです。我々も案として出しましたけれども、それはこの答申案の中には入れていません。例示しているネーミングについて、これにとらわれてしまうから外してしまえというお考えもあるかもしれませんが、できましたらこういうニュアンスの名前でということでご理解していただくために掲載させていただいています。

○委員長 ありがとうございます。この四つの例示は削除せずこのとおりとさせていただいた上で、より福岡市らしい前向きな通称をつくっていただくということで、最初のイメージの一つとしてこの記載のままご提示させていただくということで、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 では、この「障がい児保育の今後のあり方について」の答申（案）を、市長に答申としてお渡しいたしますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 ありがとうございます。

議題（５）第５次福岡市子ども総合計画（案）について

○委員長 では、議題の（５）第５次福岡市子ども総合計画（案）についての審議に移りたいと思います。

第５次福岡市総合計画については、２月の総会で方向性の審議を行ったほか、目標別の三つの専門委員会を設置しまして、７月から８月まで計６回、計画素案についての議論を行ってまいりました。８月２９日をもって専門委員会の審議がすべて終了しましたので、それらの結果を踏まえて作成しました計画の案について説明をお願いしたいと思います。

では、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 第５次福岡市子ども総合計画（案）の概要につきまして、ご説明申し上げます。

第５次福岡市子ども総合計画につきましては、今、委員長から説明がありましたとおり、目標ごとの専門委員会をこれまで計６回開催させていただきまして、計画の素案についてご審議いただきました。その主な結果につきましては資料５-１にまとめておりますので、結果につきましてはこの資料をもってご報告に代えさせていただきたいと思います。

ご審議いただきました結果を踏まえまして、計画（案）を資料５-３の冊子にまとめてお手元にお配りしております。

本日は時間の関係もございますので、計画案の概要といたしまして、Ａ３の５枚物、資料５-２で説明させていただきます。

「Ⅰ．計画総論」の「１ これまでの経緯及び策定の趣旨」につきましては、この総合計画は平成１２年から５年ごとに見直しをしてきておりまして、今回が第５次の計画策定でございます。前計画でございます第４次計画策定以降、児童虐待を含む子どもに関する相談件数、いじめ認知件数、発達障がい児が増加し、支援を要する子ども・子育て家庭への支援が課題となっていることなど、様々な現状、課題を踏まえまして、すべての子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、効果的な子ども施策を総合的・計画的に推進するため、第５次計画を策定させていただくものでございます。

２の「（１）計画の位置づけ」でございます。福岡市総合計画を上位計画としまして、子ども施策に関する基本的な計画として位置づけるとともに、第２次教育振興基本計画や保健福祉総合計画など、関連計画との整合と連携を図ることとしております。また、福岡市子ども・子育て支援事業計画や福岡市子ども・若者計画などとしても位置づけております。

「(2) 計画期間」でございますが、令和2年度から6年度までの5年間でございます。

「(3) 計画の対象」でございますが、すべての子ども・若者と子育て家庭、市民、地域コミュニティ、事業者、行政など、すべての個人、団体でございます。専門委員会において、妊娠期も計画対象であることを明示したほうがよいとのご指摘をいただきましたので、子育て家庭に「妊娠期を含む」ということを明記しております。

資料の右側をお願いいたします。「3 基本理念」でございます。「すべての子どもが夢を描けるまちをめざして」と掲げております。様々な状況にあるすべての子どもが心身ともに健やかに育ち、夢を描けるまちをめざすこととしております。

次に、計画全体を貫く「4 基本的視点」でございます。すべての施策の推進にあたって必要となる視点といたしまして、「視点1 すべての子どもの権利の尊重」、「視点2 すべての子ども・子育て家庭の支援」、「視点3 支援へのアクセス向上」、「視点4 地域や市民との共働」、「視点5 社会全体での支援」を掲げております。

「5 基本目標」につきましては、妊娠期から子育て期、その先の青年期まで、ライフステージごとに整理いたしました三つの基本目標のもとで各施策を充実強化し、切れ目のない支援を推進することとしております。目標1が「安心して生み育てられる環境づくり」、目標2が「子ども・若者の自立と社会参加」、目標3が「さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長」を掲げております。

資料の2枚目をお願いいたします。「Ⅱ. 計画各論」におきましては、目標1から目標3を達成するための15の施策について、「これまでの取組と成果」「現状と課題」「施策の方向性」を整理し、それぞれの施策を推進することとしております。

まず、妊娠期から乳幼児期を対象とする目標1につきましては、「これまでの取組と成果」といたしまして、子育て世代包括支援センターを設置したこと、産後サポート事業を開始したこと、医療的ケア児の保育所での受け入れをモデル実施したこと、「現状と課題」といたしましては、子育ての不安を感じる保護者がやや増加したことや、保育需要はやや増加する見込みであること、子育て家庭は孤立傾向にあること、療育センター等の新規受診児数が増加していることなどを挙げておりまして、「施策の方向性」といたしまして、育児不安が強い出産前後の母子保健施策を充実させること、保育の提供体制を確保するとともに、病児保育、障がい児保育等も充実させること、乳幼児親子の交流・相談の場、一時預かりなどを拡充すること、障がいの早期発見・早期支援ができる体制を充実させることなどを掲げまして、「施策1 母と子の心と体の健康づくり」、「施策2 幼児教育・保育の充実」、「施策3 身近な地域における子育て支援の充実」、「施策4 障がい児の支援（乳幼児期）」、「施策5 子育てを応援する環境づくり」、この五つの施策に取り組むこととしております。

次に、学童期から青年期を対象といたします目標2についてでございます。「これまでの取組と成果」といたしまして、留守家庭子ども会の対象学年を小学6年生まで拡大したこと、

わいわい広場の設置校を拡大するとともに、科学館を開館するなど、遊びや体験機会を充実させたことなどがございます。「現状と課題」といたしましては、留守家庭子ども会の需要は今後も増加する見込みであること、SNS等の普及に伴う非行・被害の防止が必要であること、ひきこもりや無業の状態にある者は誰にも相談しない傾向があることなどを挙げておりまして、「施策の方向性」といたしましては、留守家庭子ども会やわいわい広場など、放課後等の活動の場を充実させること、SNS等の適切利用に関する教育・指導、啓発などを強化すること、社会生活上の困難を有する若者や家族への相談支援の機能や連携体制を強化することなどを掲げまして、「施策6 子どもの居場所や体験機会の充実」、「施策7 青少年の健全育成と自己形成支援」、「施策8 若者等の相談支援と居場所の充実」、「施策9 障がい児の支援（学童期以降）」、この四つの施策に取り組むこととしております。

次に、対象は全年齢でございますが、目標3につきましては、「これまでの取組と成果」といたしまして、児童福祉司等の増員など相談支援体制を強化したこと、子ども家庭支援センターを増設し様々な相談に対応してきたこと、里親リクルートの拡大等により里親委託率が上昇したことがございます。「現状と課題」といたしましては、児童虐待相談件数が急増しておりまして、身近な在宅支援の主体となる区の体制強化が課題であること、支援メニューの充実による虐待予防の強化が必要であること、児童福祉法に明記された家庭養育優先原則に従った社会的養護の転換が必要であること、同じく、児童福祉法に子どもの権利の主体性が明確にされたことなどを掲げておりまして、「施策の方向性」といたしましては、区の子ども家庭総合支援拠点などの整備を推進することや在宅支援メニューを充実させ、児童虐待の発生・再発を予防すること、里親を確保すること、子どもの権利擁護を推進することなどを掲げておりまして、「施策10 子ども家庭支援体制の充実」、「施策11 児童虐待防止対策と在宅支援の強化」、「施策12 ひとり親家庭の支援」、「施策13 子どもの貧困対策の推進」、「施策14 社会的養護体制の充実」、「施策15 子どもの権利擁護の推進」の六つの施策に取り組むこととしております。

資料の3枚目をお願いします。計画の事業目標といたしまして、子ども・子育て支援法による必須項目である事業及び教育・保育について、平成30年度に実施いたしました子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果をもとに、令和6年度までの量の見込みと確保方を算出しております。

資料の4枚目をお願いいたします。同じく事業目標といたしまして、市が独自に設定する項目を目標ごとに定めております。目標1には、休日保育や安心して住める市営住宅の整備など、目標2には、子どもの食と居場所づくりやわいわい広場など、目標3には、子ども家庭総合支援拠点、子ども家庭支援センターなどを掲げているところでございます。

資料の右側に記載しておりますが、計画全体の成果指標といたしましては、第4次計画と同じく、子育て環境満足度を掲げているところでございます。現状値は72%で、第4次計画

で平成31年度の目標値といたしておりました70%を既に達成しておりますが、第5次計画では75%をめざして取り組んでいくこととしております。

目標1、目標2、最後のページの目標3に関する成果指標につきましては、各専門委員会におきましてご審議いただいたところでございますが、各目標のもとで推進する施策の成果を図るための指標を設定し、目標値の達成に向けまして、施策の充実強化に取り組んでいくこととしております。

第5次福岡市子ども総合計画（案）についてのご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。ただいま説明いただきました計画案について、ご意見をいただきたく思います。

○委員 第5次福岡市子ども総合計画のほうにも、先ほどありました障がい児保育の充実について太く方向性が示されることだろうと思っております。医療的ケアの保育のモデル事業がこの間行われてきまして、それを受けて、課題もありますけれども、それを答申に沿って、すべての保育所等で対応できることを将来的にめざしながら、まずは公立保育所、一部の民間保育所等で構成する指定保育所で実施していくとなっているかと思いますが、すべての行政区に少なくとも一つはそういう保育所ができるかどうかというのが心配であります。なぜかといいますと、今回モデル事業で行われていたのが初めは千代保育所のみで、西区のほうから博多区まで行かないといけないということで、保護者にとってはかなりの苦勞だったということが指摘されて拡大されました。公立保育所が民営化される中で、公立保育所がない行政区もあると思いますので、行政区ごとの偏りというか、地域格差がないように計画の中にも打ち出していきたいと思っております。

もう一つ、医療的ケアが必要な子どもさんが小学校へ入学する際に、小学校で医療的ケアを受けられるかどうかという保護者の方からの心配のご相談がありまして、やはり知的障がいや発達障がいはサポートが見られないというところでは、やはり特別支援学校ではなく、普通の地域の学校の通わせることになると思うが、そこで医療的ケアの体制は整っているのかということがありまして、そういう連携がどのように図られようとしているのかということを質問したいと思います。

第5次子ども総合計画の全体については、私は目標値が若干低めなのではないかと。全体の福岡市子育て環境満足も、現状値が72%で目標値が75%という、向こう5年間、3%だけのアップをめざすというのも、もっと高い目標を設定して施策を講じていく姿勢が必要ではないかと思う次第です。

若者の自立と社会参加の面では、今、中高年のひきこもりが社会問題になっているかと思

いますが、小中高生を含めた若者に対する居場所の支援、また、それぞれの状況に応じた相談、支援というものがもう少し具体的に充実した計画になればいいかなと思っております。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。主に3点のご質問、ご意見をいただきました。

まず一つ、行政区での偏りといいますか、偏在といいますか、まだないところがあることを、この計画の中でどのように扱うかという見通しはございますでしょうか。

○事務局 運営支援課長でございます。

医療的ケア児の保育所での受け入れについてのお尋ねですが、まず先ほどの答申案にありますとおり、医療的ケア児の受け入れには看護師が必要になってくるということで、なかなか全保育所で一律というのは難しいだろうというご意見がございまして、指定保育所という答申案がつけられたところでございます。公立保育所と民間保育所にご協力いただきたいとは思いますが、今、受け入れを行っていない民間保育所にいきなり来年からというのは、受け入れ体制、経験の面で難しいと思います。まずは市が直接やっております公立保育所からと思っております。ご指摘のとおり、全行政区に公立保育所はございませんが、今、7か所の公立保育所がございまして、地域をカバーしながらやっていきたいと思っております。今後、民間の保育所をお願いしていく際には対応が難しいエリアをカバーしていただけるような保育所をお願いできたらと思っております。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

二つ目のご質問だったと思いますが、小学校レベルでの医療的ケアとか連携も含めてお願いいたします。

○事務局 教育委員会発達教育センターになります。医療的ケアにつきましては、従来、特別支援学校で行っていたんですけれども、本年度より、小中学校にも看護師を配置して、医療的ケア支援事業を行っているところでございます。本年度につきましては6校で8名のお子様を医療的ケアで支援しているところでございます。

保育園、幼稚園との連携ですけれども、本年度、医療的ケア運営協議会が発足しまして、その中でこども未来局の皆さんとも意見交換をしながら、円滑な連携を図っていけるようにしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

では三つ目でございます。これは全般的なことですが、いわゆる目標値の設定がどのように行われたかということ、まずお答えいただければと思います。

○事務局 目標値につきましては、それぞれの施策の内容に鑑みまして、5年間でめざすべきところを基本的には設定をさせていただいております。

先ほど、具体的に子育て環境満足度が3%しか上がらないのは低いのではないかというご指摘をいただいたところでございますが、現時点で72%という高い数字がございますので、この高い数字をさらに上げていくというのが、5年間でどこまで上げられるかということもございまして、この高い数字を下げないように、さらに上げていくようにということで、3%程度の増加で75%を設定させていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。同じ3%でも、高いほうの3%なので、もしかしたら下がるかもしれないというのは確かに、言われてみればそうかもというところですが、委員、よろしいでしょうか。

○委員 はい。

○委員長 では、そのほかに意見を。

○委員 目標3の「施策10 子ども家庭支援体制の充実」のところで、要望という形で意見を言わせていただきたいと思っております。要望ですので回答は必要ございません。

本編で78ページになります。「現状と課題」のところに追加していただけないかということがあるんですけども、最近、スクールソーシャルワーカーとか民生・児童委員さんから時々伺うお話では、子どもさんが学校に来ないとか、ネグレクトの傾向があるようだという背景に、家庭の複雑な問題があることが多いと。例えばお父さんがギャンブル依存症で、お母さんが精神疾患で、お兄ちゃんはひきこもりで、おじいちゃんは認知症とか、どこから手をつけていいのかわからないというような家庭、映画で「万引き家族」というのがありましたけれども、ああいった、家族がそれぞれに困難を抱えておられるようなご家庭。これにはそれぞれの専門機関がばらばらに関わっているのが普通です。ただ、トータルで家族支援をしてくださるところがなかなかなくて、どこからどう調整したらいいのか困ってしまうということですね。

それで、ぜひ「現状と課題」のところに、「子どもに関わる様々な相談の背景に、家族の

抱える問題が大きく関わっていて、それぞれの問題への縦割りの対応だけでは解決が難しい場合が顕在化しています」という趣旨のことをつけ加えていただいた上で、施策の方向性に、「様々な機関や団体や地域と協働して、困難を抱える家族に対して、家族全体に総合的な相談支援を行う仕組みづくりについて検討します」といったような、検討という姿勢をお示しただけならと思っています。

これは国においても8050問題とか、縦割りでは解決できないような課題、これを丸ごと身近なところで受けとめていく、そういう社会をつくっていきましょうということが打ち出されていると聞いておりますので、福岡市でそれを受けとめているのが保健福祉局で受け止めて、総合的なジャンルを超えた支援体制づくりを検討しておられると思います。子ども未来局の計画ではありますけれども、総合計画ですので、その辺を保健福祉局とも他局とも協議して、何らかの形で記載していただけたらありがたいと思います。

○委員長 ありがとうございます。家族支援に関する、まだ採られていない仕組みについて、「現状と課題」と「施策の方向性」の記載について。事務局、何かありますか。

○事務局 ただいまのご意見でございますが、子ども総合計画ということで、79ページの(1)や(2)など、子ども家庭総合支援拠点というしっかりした仕組みをつくって、身近な地域におきまして、子どもや家庭を支援するというところで、まずは取り組みをさせていただこうと考えています。

今、委員からご意見いただきました件につきましては、平成29年の社会福祉法の改正に基づいて、市町村の地域福祉計画に、高齢者、障がい者、子ども等々、トータルでの支援体制である地域包括ケアシステムを構築することが打ち出されていたということを踏まえてということであろうかと思えます。

現在の保健福祉総合計画は、令和2年度末までの計画となっております。次期計画につきましては、これから検討ということになっておりますので、その中で、保健福祉局としてしっかりと対応を話し合いまして、どういう形で計画に書き込めるかというのは、検討させていただきたいと考えています。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 第5次計画の最後の資料ですが、成果指標についての要望に近い意見です。目標3の下から2番目、「子どもの人権が尊重されていると感じる市民の割合」という項目です。それもあればいいと思いますけれども、自分の権利が尊重されていると感じる子どもの割合と

いうものをぜひ項目として上げていただきたいという要望です。

そのためには、子ども自身が自分に権利があるんだということをちゃんと知る、そのような教育、啓発が必要だと思っておりますので、これから5年間かけて、そういう取り組みをちゃんと進められていくことが大事ではないかと思っております。これまで、人権教育というものがありまして、子どもたちも地域で、学校で受けてきたと思っておりますが、いろいろ学んできたけれども、自分たち自身の権利については学ぶことがなかったという声がたくさんあります。やはり自分たちの権利、中でも、意見表明権が一番子どもの権利条約の中でも肝といわれる部分ですが、ちゃんと意見は言っているし、それが尊重されるための権利があるんだということをちゃんと知ることが大事だと思っております。

そして、本市のこの第5次計画の施策では、そのようなことをめざす施策も打ち出されておりますので、その成果の指標としては、今申し上げたような指標の置き方をぜひしていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○委員長 ありがとうございます。先ほど議題（3）の第4次計画のところでも話題になった件だと思っております。

まず、技術的な点について事務局にお尋ねしますが、成果指標のページの現状値がほとんどは平成30年度、一部29年度や28年度の値をベースラインにしているのですが、今、委員からご指摘があったような指標について、市民対象の調査というのは存在しているのかどうかをお願いいたします。

○事務局 今ご指摘がありました子どもの権利について子ども自身の認識に関する調査、データというのはございません。

○委員長 となりますと、第5次計画には現状値が載せられないということになりますので、技術的には追加項目というか、中間評価といいますか、そういうところで追加していく、必要なら何らかの調査でとっていただくという方法になるんじゃないかと思っております。

もう一つは、「権利」とか「人権」という、かなり抽象度の高い問題と思っておりますけれども、これは発達段階が何年生ぐらいから認識可能でしょうか。

○委員 判断するのはすごく難しいことですが、中学生になってある程度自己判断ができるようになってくるので、1年生は小学校から上がったばかりですし、2年生ぐらいになると少しは自分で判断できるようになるのではないかと考えています。

○委員長 早くて2年生あるいは3年生ということになるでしょうね。ちょっとここについて

は、先ほどの議題（3）の第4次計画のところでご指摘いただいたところでもございますので、また後でまとめて、この計画案について皆様方にお諮りするときにお諮りしたいと思います。今ここで、すぐにじゃあ6,000人対象の調査をやりましょうというわけにはいきませんので、少し検討させていただくということによろしいでしょうか。

では、そのほか。

○委員 ちょっと私が見逃しているのかもしれないのでお伺いなんですけれども、第5次福岡市子ども総合計画（案）の中に、先ほど、障がい児保育の今後のあり方についてはかなりたくさん、いろいろ進めていただいております。

障がい児ではなく、病院に入院している子どもたちですね。先ほどありましたこども病院であったり、大学病院であったり、長期で一生懸命闘っている子どもたちがたくさんいます。最初の話で、子どもたちは外国の子どもたちも含まれますということで、福岡市に住む全部の子どもたちということをお答えいただきました。学校に元気に入学して、途中まで元気に進めていた子どもたちが急に長期入院をする。そして、そこから帰れずに、卒業式も帰れずに、卒業を迎える子たちがたくさんおります。その子たちが、実情で申し訳ないんですが、この計画案の中にはっきり言葉にできるかどうかわからないんですけれども、住所が変更になります。大学病院であったり、病院の住所に長期で変わったりする子がいて、でも自分たちは、出身の学校が自分の学校と思っている子たちがたくさんいるんですけれども、その子たちの学校と入院先との連携とかは、どこかで支援があるのかなとずっと探していたんですけれども、先ほど、病院の支援ということで、数字がちらっとあったんですけど、たぶんそれは違うのかなと思ってですね。医療的ケアが要る子どもたちはどこか探していたんですけれども、その連携とかがはっきりわかるような取り組みというのはありますでしょうか。

○委員長 ありがとうございます。入院中、特に長期の入院も含めて、お子さんへの支援について何か。

○委員 今の件ですけれども、例えば九大病院に入院している。私はそこに行っていますけれども、うちの児童になるんですよ。だから、卒業式も入院先に校長先生が行って、ちゃんとするんです。だから、院内学級とって、九大で催しをしたものを一般の千代小学校のスライドで流したり。だから、交流はそういう形でやっていますので、一応卒業は千代小学校卒業という形をとっていると思います。

○委員長 はい、わかりました。つまり、九大については九大病院の土地の校区の中学校、小学校を出ているということですね。

○委員 子どもたちの心は地元の学校にあるので。

○委員長 そこはどうでしょう。いわゆる本籍校と言われるところと、九大の千代中学校、小学校というところを何かつなぐような仕組みがるといいんでしょうか。

○委員 励みになると思うので、子どもたちは本当に子ども同士で支え合っていて、保護者もそれをありがたく感じる場所があるんですよね。だから、何かそういう支援がないかとずっと思っていました。

○委員長 わかりました。本籍校と医療機関在籍校をつなぐ仕組みは何かございますか。

○事務局 教育委員会発達教育センターでございます。今、院内学級の話があったんですけども、市内では九大病院、こども病院、日赤病院、がんセンター、福大病院に院内学級を設置しております。そこには市内のお子さんはもちろん、県外からも入院されて通われているお子様もおられます。原籍校、もとい学校との連携としては、通知表をもらったり、ビデオレターであったり、そういった交流は行っているんですけども、まずは病気を治すことを一番に考えて、その中で学力補償、学習補償を行っていくことになっていきますので、その上に立った交流になっているところでございます。

○委員長 ありがとうございます。

この第5次福岡市子ども総合計画案ですが、これをパブリック・コメントにかけることになります。私と事務局のほうで、今いただいたご意見とパブリック・コメントの結果を受けて再調整した上で案をつくって、パブリック・コメントの後の案を2月の総会で皆さんにご審議いただくことにしたいと思います。文言修正と、先ほどいろいろポイントになることをいただきましたので、そちらを踏まえて修正させていただいた上で、また答申案を皆様方と審議させていただく、そういう流れでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 では、そのようにさせていただきます。

報告（1）専門部会の開催状況について

○委員長 では最後、報告事項が1点だけございますので、簡潔にお願いいたします。

○事務局 それでは次第の「3 報告」の（1）専門部会の開催状況につきまして、お手元に

お配りしております資料6に基づき説明させていただきます。

まず、「1 処遇困難事例等専門部会」については、児童福祉施設への入所の措置の決定等に関する事項などにつきまして、必要なお審議をいただいております。開催状況につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、「2 権利擁護等専門部会」の所管事項につきましては、児童養護施設等入所児童の権利擁護に関する事項及び児童虐待による死亡事例の検証でございます。開催実績は記載のとおりでございます。

続きまして、「3 教育・保育施設等認可・確認専門部会」につきましては、保育所等の認可等に関する事項並びに特定教育・保育施設等の利用定員に関する事項などでございます。開催については記載のとおりでございます。

それから、「4 重大事故再発防止等専門部会」は、特定教育・保育施設等における重大事故に関する事実の把握、発生原因の分析及び再発防止策の検討に関する事項でございますが、平成30年度は開催の実績はございません。

報告は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。補足等ございますでしょうか。

議題、報告はこれで終わりですが、そのほか何かございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ありがとうございます。

では、本日の審議はこれで終了させていただきます。ありがとうございます。

事務局にマイクをお返しします。

閉会

○事務局 ありがとうございます。松浦委員長、谷口副委員長並びに委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、大変熱心にご議論いただき、本当にありがとうございました。

第5次福岡市子ども総合計画につきましては、11月から12月にかけてパブリック・コメントを実施させていただきます。その結果につきましては、来年になりますけれども、次回、2月に予定している審議会でご報告させていただきます。また、2月の総会では、本日いただきましたご意見とパブリック・コメントの結果を踏まえた計画の最終案と答申の内容につきましてご審議いただく予定でございます。よろしくお願いいたします。

最後に、事務連絡でございます。本日の会議の内容につきましては、会議録を作成し、公表することとなっております。後日、会議録の内容を事前に確認いただくために、メールあるいは郵送でお送りいたしますのでよろしくお願いいたします。

これもちまして、令和元年度第1回福岡市こども・子育て審議会を終わります。本日は  
どうもありがとうございました。

閉 会